

公安委員会定例会議(第12回)の開催状況

第1 日 時 令和6年5月15日(水)
午後2時08分 ～ 午後4時30分

第2 出席者 五葉委員長、佐伯委員、小野委員
本部長、総務室長、警務部長、首席監察官、生活安全部長
刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長、情報通信部長
総務課長

第3 議事の概要

1 五葉委員長説示

本日は、覚醒剤使用罪の裁判で、緊急避難の成立を認め無罪とした判決についてお話しします。被告人は、警察官から「密売する覚醒剤を保管しておく車の車種等を調べてほしい」、「覚醒剤のサンプルを採ってきてほしい」と依頼されました。被告人は、捜査対象者から必要な情報を聞き出して帰ろうとしたところ、捜査対象者からこめかみに拳銃を突き付けられ、目の前にあった注射器で覚醒剤を注射するよう強要されたため、断ると殺されると思い、仕方なく覚醒剤を自分で注射しました。現実的には通常、高額な覚醒剤を他人に無理やり注射させるという行為はあり得ませんが、本事案は、被告人が覚醒剤を使用した事実を認めるとともに、他人に強制された事実も認めたもので、極めて珍しい判例といえます。

一審の横浜地方裁判所は、「拳銃を突き付けて覚醒剤使用を強要すること自体が荒唐無稽で、捜査対象者が被告人に覚醒剤を強要するメリットや合理性も考えられない」旨を判示し、有罪判決を下しました。

一方、二審の東京高等裁判所は、「覚醒剤の影響下にあった捜査対象者から拳銃をこめかみに突き付けられ、目の前にある覚醒剤を注射するよう迫られたものであり、被告人の生命・身体に対する危険性は非常に切迫しており、深夜、捜査対象者が所属する暴力団の事務所内に2人しかいない状況も考慮すると、被告人がその場を離れるためには覚醒剤を使用する以外に方法はなかったと考えざるを得ない。また、「本件において危難にさらされていたという法益の重大性」「危難の切迫度の大きさ」「避難行為は覚醒剤を自己の身体に注射するというものであること」のほか、「被告人が捜査対象者に接触した経緯、動機」「捜査対象者による本件強要行為が被告人に予測可能であったとはいえないこと」等に照らすと、被告人が覚醒剤を使用した行為が条理上肯定できないとはいえない。そして、被告人の覚醒剤使用行為により生じた害が、避けようとした被告人の生命及び身体に対する害の程度を超えないことも明らかである」として、緊急避難の成立を認め、一審判決を破棄して無罪としました。

県警察においては、本件判決に鑑み、他人に強要されて覚醒剤を注射することがあり得るということにも注目した上で、積極的かつ適正な薬物事件捜査に努めていただきたいと思います。

2 決裁事項

(1) 公安委員会定例会議の会議録

総務室から、令和6年第11回公安委員会定例会議の会議録について伺いがあり了承した。

(2) 警察署協議会委員の解嘱申請

総務室から、警察署協議会委員の解嘱申請について伺いがあり了承した。

(3) 公安委員会宛て苦情の受理

総務室から、公安委員会宛て苦情の受理について伺いがあり了承した。

(4) 公安委員会宛て苦情申出書に対する回答

総務室から、公安委員会宛て苦情申出書に対する回答について伺いがあり了承した。

(5) 令和6年度愛媛県留置施設視察委員会委員の任命上申

警務部から、令和6年度愛媛県留置施設視察委員会委員の任命上申について伺いがあり了承した。

(6) 留置施設に対する「実地監査計画（案）」の策定

警務部から、留置施設に対する「実地監査計画（案）」の策定について伺いがあり了承した。

(7) 禁止命令等実施報告

生活安全部から、禁止命令等実施報告について伺いがあり了承した。

(8) 警察職員等の援助要求

警備部から、警察職員等の援助要求について伺いがあり了承した。

(9) 指定自動車教習所に関する報告

交通部から、指定自動車教習所に関する報告について伺いがあり了承した。

(10) 運転免許の行政処分に係る意見の聴取・聴聞

交通部から、運転免許の行政処分に係る意見の聴取及び聴聞結果について報告があり、審議の結果、13件の行政処分の決定について伺いがあり了承した。

3 報告事項

(1) 令和6年度警察官（大学卒）採用試験の受験状況

警務部長から、令和6年度警察官（大学卒）採用試験の受験状況について報告があった。

委員から、「先日、小学校1年生を対象とした将来になりたい職業ランキングで、1位はスポーツ選手、2位は警察官であった。警察官の人気は健在であり、子供たちの夢を潰さないように格好いい警察官として活躍していただきたい」との発言があった。

委員から、「採用試験の受験率は厳しいと感じている。若者に人気がある育児休暇等を取りやすい職場環境を含めてSNSを活用した情報発信に努め、優秀な人材確保に向けて引き続き努力していただきたい」との発言があった。

委員から、「警察官になれば、警察学校での研修を受けるなどの機会があり、他の職業にはない魅力が多くある。警察官の不足は治安維持に

直結する大きな問題であり、人材確保は非常に重要である。警察の仕事の良い点をアピールして採用試験受験者を増やしていただきたい」との発言があった。

(2) 令和5年度公務災害認定状況

警務部長から、令和5年度公務災害認定状況について報告があった。

委員から、「製造業でも公務災害はなかなか減らず苦勞している。幅広く危険を察知して、発生すれば検証を実施するなど、公務災害のない健全な業務や訓練に努めていただきたい」との発言があった。

委員から、「術科訓練中の怪我が多いことを心配している。真剣に訓練に取り組んでいる結果だと思うが、怪我をしないようにストレッチ体操など専門的な知見を取り入れて公務災害を防止していただきたい」との発言があった。

委員から、「柔軟やストレッチなどの怪我を防止する取組が重要であるので、疎かにすることなく取り組んでいただきたい」との発言があった。

(3) 松山市湊町3丁目における貴金属買取店強盗事件の発生・検挙（松山東署）

刑事部長から、松山市湊町3丁目における貴金属買取店強盗事件の発生・検挙について報告があった。

委員から、「フードを被りマスクをするなど犯人像が分からず手掛かりが少ない中、警察は集中的な捜査により発生から5日後に犯人を逮捕した。市民も安堵しており、迅速な検挙に感謝申し上げたい」との発言があった。

委員から、「白昼堂々、松山市中心部で強盗事件が発生したことに恐怖を感じた市民は多いと思う。発生から5日後という非常に早い期間で犯人が逮捕されたことに安心した。アプリ等を活用した教育現場への情報提供等も的確で良かった」との発言があった。

委員から、「防犯カメラやDNA鑑定など最新の技術や科学捜査を駆使して今後も事件検挙に努めていただきたい」との発言があった。

(4) 犯人蔵匿事件被疑者の逮捕

刑事部長から、犯人蔵匿事件被疑者の逮捕について報告があった。

委員から、「難しい事件捜査だと思うが、真相を突き止めるべく捜査を推進していただきたい」との発言があった。

委員から、「組織的な背景も見え隠れするが、県民が安心できるように捜査を徹底していただきたい」との発言があった。

委員から、「組織的な関与も視野に捜査を尽くしていただきたい」との発言があった。

(5) 小型電動モビリティの概要

交通部長から、小型電動モビリティの概要について報告があった。

委員から、「いろいろな種類があり、条件や免許も異なることから、覚えるのも大変だと思う。交通事故のないように安全な乗り物として使っていただきたい」との発言があった。

委員から、「都市部では小型電動モビリティが歩道を走る光景をよくみかける。県民への周知、取締りの難しさなど課題も多いと思うが、安

全に利用できるように対策を講じていただきたい」との発言があった。

委員から、「思ったより速度が出るという印象である。時代の流れに伴い新しい乗り物が次々と出てくるが、安全第一に各種対策に努めていただきたい」との発言があった。

(6) 四国中央署管内における拳銃使用の殺人事件

刑事部から、四国中央署管内における拳銃使用殺人事件について報告があった。

4 その他

本部長から、「委員長から、覚醒剤使用の無罪事件について判例を御紹介いただいた。当時の捜査において、被告人の言動や行為を荒唐無稽な話として取り合わなかったのか、それとも重く捉えて真剣に向き合って組織的な検討がなされたのか、という点に関心がある。事件捜査に限らず、各種施策を推進する上でも同じであるが、チームが一丸となっており方向に進もうとしているとき、それに対して異を唱えることはなかなか難しく、疑問を持っていたとしても周囲の反発を気にして声を上げにくいことがある。我々幹部は、職員が声を上げやすい雰囲気を作る必要があるし、勇気を奮って上げた声をしっかりと受け止めて検討していく組織風土を作っていくことが重要だと思う」との発言があった。

以 上